

右の者に対する住居侵入、窃盗未遂被告事件について、平成七年三月一日福井地方裁判所がした弁護人選任照会に関する措置に対し、「特別抗告の申立」と題する不服申立てがあったが、右不服申立ての対象となるべき裁判は存在しないから、本件申立ては不適法である。

よって、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件申立てを棄却する。

平成七年四月一四日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	千	種	秀	夫
裁判官	園	部	逸	夫
裁判官	可	部	恒	雄
裁判官	大	野	正	男
裁判官	尾	崎	行	信